

議案第 1 0 0 号

山都町短期滞在施設条例の一部改正について

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 2 月 4 日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

短期滞在施設蘇陽地区 1 号棟の供用を廃止するため、山都町短期滞在施設条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例

山都町短期滞在施設条例（平成 2 5 年山都町条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表蘇陽地区の表中「

1 号棟	滝上 5 2 6 番地	8 2 . 5	木造平屋建	月額 1 6 , 4 0 0
5 号棟	〃	7 5 . 0	木造二階建	月額 1 4 , 4 0 0

」を「

5 号棟	滝上 5 2 6 番地	7 5 . 0	木造二階建	月額 1 4 , 4 0 0
------	-------------	------------	-------	----------------------

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町短期滞在施設条例(平成25年条例第16号)新旧対照表

現行					改正後（案）				
別表(第3条、第10条関係)					別表(第3条、第10条関係)				
蘇陽地区					蘇陽地区				
名称	所在地	面積 (m ²)	構造	使用料(円)	名称	所在地	面積 (m ²)	構造	使用料(円)
1号棟	滝上526番地	82.5	木造平屋建	月額 16,400	5号棟	滝上526番地	75.0	木造二階建	月額 14,400
5号棟	〃	75.0	木造二階建	月額 14,400	6号棟A	〃	75.0	木造二階建(6号棟Bの棟続き)	月額 14,400
6号棟A	〃	75.0	木造二階建(6号棟Bの棟続き)	月額 14,400	6号棟B	〃	75.0	木造二階建(6号棟Aの棟続き)	月額 14,400
6号棟B	〃	75.0	木造二階建(6号棟Aの棟続き)	月額 14,400					

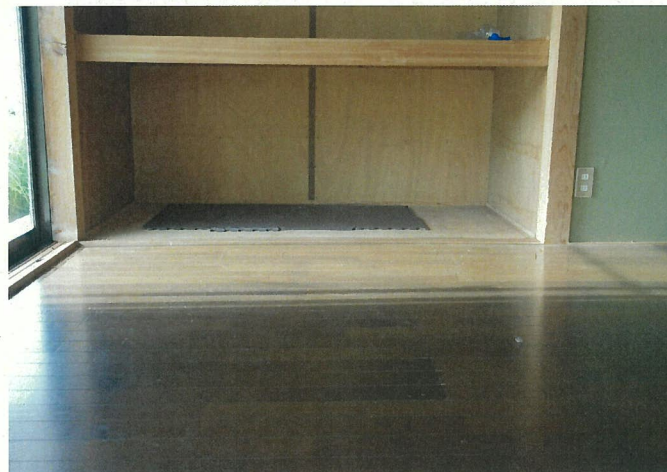
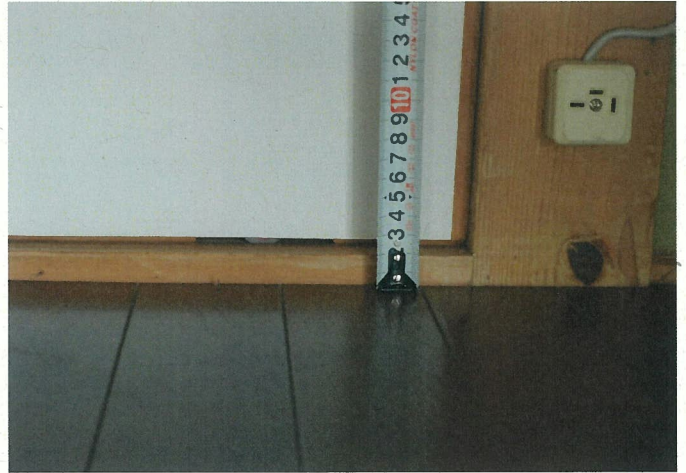




【資料3】



※6帖フローリング間



※8帖フローリング間

